

第 14 回経済指標専門会議 議事概要

- 1 日 時 平成 24 年 5 月 24 日（木）10:00～11:10
- 2 場 所 総務省第二庁舎 6階特別会議室
- 3 出席者 【学識経験者】西郷委員、河井委員、菅委員、樋田委員
【関係府省等】内閣府、総務省（統計局）、財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、日本銀行
【事 務 局】高田総務省統計審査官ほか

4 議 題

- (1) 農作物価指数の平成 22 年（2010 年）基準改定計画について
- (2) 常用雇用指数、賃金指数、労働時間指数（毎月勤労統計調査）における基準時更新結果について

5 議事概要

- (1) 農作物価指数の平成 22 年（2010 年）基準改定計画について
農林水産省から、資料 1-1 及び 1-2 に基づき、「農作物価指数の平成 22 年（2010 年）基準改定計画」について説明が行われた。
 - ・ 農産物価格指数の採用品目は変更なし。農業生産資材価格指数の採用品目は追加・削除あり。
 - ・ 農産物価格指数の類別ウエイトについては、「米」が米価下落の影響で減少し、また、「工芸農作物」が葉たばこの生産量減少により減少。農業生産資材価格指数の類別ウエイトは、原料価格上昇により「肥料」、「飼料」、その他「農機具」が増加。
 - ・ 切替は平成 24 年 6 月分公表時。平成 22 年 1 月分以降の遡及指数及び 7 年分の新旧接続指数も併せて公表。
なお、基準改定結果は、基準切替え後、当会議で報告する予定。

説明後の主な質疑応答は、以下のとおり。

- 改定による指数変化を、ウエイト変化による部分と指数のリセット効果による部分を要因分解した分析結果を公表してほしい。
- 今回は小幅な改定内容であるが、平成 12 年基準、17 年基準などの過去の基準改定時の変更履歴を表などに整理して公開してほしい。
- 農産物価格指数の採用品目は農産物販売収入の中で重要度の高い品目を選定したとのことだが、重要度の判断基準、また改廃の根拠は何か。
 - 平成 17 年基準までは、基準年に、全品目の農産物販売収入を調査し、カバー率 90 数%になるよう品目を選定してきた。今回は、人員削減の影響もあり、農業経営統計調査経営形態別経営統計の品目別結果と補完情報として平成 17～22 年の品目別農業産出額（生産出荷動向）を比較検討して選定した。結果的に前回の採用品目で同レベルのカバー率となったため、品目の変更は行わなかった。資材も同様の考え方で、農業経営統計調査経営形態別経営統

計の品目別結果等を用いて品目の変更を行った。

- ウエイトのカバレッジや、今回変更した品目の選定方法については、重要な情報なので、文章化して公開すべきである。
- 農業生産資材指数のウエイトは、投資財である農機具が2割を占める。全体としてフローで評価するものとストックで評価するものが混在している。通常は、このような指数はフローで評価し、投資財については賃借料などフローに相当する金額に変換して指数に取り込むべきものではないか。
 - 農機具などの資材のウエイトについても、ウエイトの算出で用いる経営統計調査の概念で捉えている。フロー評価とストック評価の混在については、今後の検討事項としたい。
- C P Iで代用している品目があるが、その選定根拠は何か。また、報告者負担の軽減に関して、C P Iの利用を拡大する予定はあるか。
 - 農村と都市部で差が小さいと考えられる5品目についてC P Iを代用するのは、平成17年基準から採用した手法。現在、C P Iの利用を拡大する予定はないが、指数の動向を注視していく。
- 月によって価格変動が大きい品目があるが、季節調整はどのように行っているのか。
 - 農産物の出回り時期を考慮して調査、ウエイト付けを行っているので季節調整は行っていない。
- 去年の震災以来、地域により影響が大きいと考えるが、どのような対応をしているのか。
 - 調査不能の場合は、近隣県の調査価格の前年同月比を用いて推計している。
 - 震災への対応方法についても公開した方がよい。
- 指数算出に用いる価格の調査は、平成22年から市場化テストが導入されているが、その影響はあったか。
 - 導入前後で調査方法等は変更していないが、民間委託に移行することについて調査客体に丁寧に説明し、同等の精度が維持できるよう配慮した。導入後しばらくの間は、調査客体からの理解が得られないことが多かったが、3年目の今では改善がみられたように思われる。
- 価格調査客体の選定はどのように行っているのか。
 - 資材は、原則として全都道府県において、都道府県内で取扱いの多い小売店を選定している。ただし、地域が限定されるような品目については、調査ができない都道府県を対象外としている。農産物については、品目別にカバレッジが8割を超えるまで都道府県を選定し、その都道府県内の主要産地において、地域で価格形成力のあるJ Aや出荷、卸売業者等を選定している。母集団から確率的に抽出した標本ではない。
- 農作物価指数は、どのように利用されているのか。
 - 月次指数は、肉用牛肥育経営安定特別対策事業における補給金算定等に用いられている。

(2) 常用雇用指数、賃金指数、労働時間指数（毎月勤労統計調査）における基準時更新結果について

厚生労働省から、資料 2-1 及び 2-2 に基づき、「毎月勤労統計調査における基準時更新結果」について説明が行われた。

- ・ 資料 2-1 の内容は、厚生労働省ホームページにも掲載済み。今回からギャップ率についても公表。

説明後の主な質疑応答は以下のとおり。

- 指数については改訂するが、毎月の水準を表す実数値を改訂しないのはなぜか。
 - 実数は調査結果なので改訂しない。切替え月にはベンチマークが変更になったことによる断層が生じるため、時系列変化をみる場合は指数を利用するよう促している。
- 資料 2-2 によるとギャップ修正の間隔が一定ではないが、次回の修正は平成 24 年経済センサス-活動調査結果を使うことになるのか。修正の間隔が一定でないと、時系列変化に影響する可能性はないか。
 - 原則的には直近のセンサス結果が利用出来次第と考えている。
- 平成 21 年経済センサス-基礎調査では、従来の事業所・企業統計調査とは調査手法が異なり、捕捉される事業所が増えたとされている。ギャップ率には、母集団（ベンチマーク）の変更による部分と標本誤差による部分とが含まれる。結果としてのギャップ率は非常に小さいが、特に今回は、母集団の捕らえ方の変更分も含まれることに注意が必要である。

以上